

別記様式第1号の2 (第3条、第51条の8関係)

消防計画作成(変更)届出書(記入例)

令和5年11月2日

仲多度南部消防組合消防本部 消防長 殿

防火 管理者
防災

住所 〇〇市〇〇町111-11

氏名 山田太郎

別添のとおり、防火 管理に係る消防計画作成(変更)したので届け出ます。
防災

管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇		
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の所在地	〇〇市五条北一丁目5番9号		
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	〇〇〇店		
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 (変更の場合は、変更後の名称)			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の用途 ^{※1} (変更の場合は、変更後の用途)	物販店舗	令別表第1 ^{※1}	(4)項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)			
受付欄 ^{※2}	経過欄 ^{※2}		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
3 ※1欄は、複数権原の場合にあつては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
4 ※2欄は、記入しないこと。

※下記を目安に、施設の実情に応じて作成してください。防災管理対象物には対応していません。
※この吹き出しは削除してください。

作成日：令和5年11月1日

(目的)

第1条 この計画は、消防法に基づき、〇〇〇店の防火管理について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害による被害の軽減及び火災の発生の予防を目的とする。

(適用範囲及び一部委託)

第2条 管理権原者の権原が及ぶ範囲は、(例1：全体に及ぶ場合) →当施設の全体 (例2：テナントの場合) →〇〇〇ビルの中の〇〇〇店及び南階段 (なお共用部分については別図を添付して明示) とする。

2 この計画は、当施設に勤務し、出入りする全ての者及び防火管理業務の一部を受託する者に適用する。

3 防火管理業務 (消防用設備の法定点検を除く。) は、次のとおり外部の者に一部委託する。

受託者の氏名、住所、連絡先	受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法
〇〇警備株式会社 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 TEL：1234-56-7890	遠隔違法方式 ・火災以上の遠隔監視及び現場確認業務 ・火災が発生した場合の初動措置 (消火、通報連絡)

(管理権原者及び防火管理者の業務と権限)

第3条 管理権原者は、当施設の防火管理業務について全ての責任を負い、管理的又は監督的な立場にある者の中から防火管理者を選任し、防火管理業務を行わせる。

2 防火管理者は、次の業務を行う。

- 消防計画の作成、変更
- 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- 火災予防上の自主検査の実施と監督
- 防火対象物定期点検、消防用設備法定点検等の点検の立会い
- 火気の使用、取扱いの指導監督、放火防止対策
- 収容人員の適正管理
- 従業員に対する防災教育
- 管理権原者に対する提案、報告
- 内装その他の防火上の構造、カーテン類、じゅうたん類について不燃性能、防災性能等が求められる部分の維持管理
- 地震対策
- その他防火管理上必要な業務

3 防火管理者は、当施設で工事が行われるときは、必要に応じて工事に立会い、工事人に対して次の事項を遵守させるとともに、工事により消防用設備の機能又は避難経路に影響を与える場合は代替措置を講じる。

- 溶接・溶断等火気を使用する場合は消火器等を準備する。
- 防火管理者が指定した場所以外では喫煙、火気の使用等を行わない。

(3) 危険物を持ち込む場合は防火管理者に報告する。

4 防火管理者は、防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて管理権原者の指示を求め、消防用設備の点検及び整備又は火気の使用若しくは取扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与える。

(消防機関への報告及び連絡)

第4条 消防機関へ報告、連絡、届出する事項は次のとおりとする。

- (1) 防火管理者選任（解任）の届出及び消防計画作成（変更）の届出
- (2) 訓練実施の事前の通報及び事後の報告
- (3) 消防用設備等の点検結果報告
- (4) 防火対象物定期点検結果報告（該当 非該当）
- (5) 防火管理維持台帳の作成及び保存
- (6) 改修、増築、各種設備の変更等の事前連絡
- (7) その他防火管理について必要な事項

(自主点検)

第5条 自主点検は次のとおり実施する。防火管理者は定期的に点検の実施状況を確認し、点検結果を保存する。

(1) 日常の自主点検

別表1「自主点検チェック表（日常）」に基づき、各担当区域の担当者がそれぞれの担当区域において随時実施する。点検後は別表1に結果を記入し、月単位で防火管理者に報告する。

区域	担当者氏名又は係名
1階	防火管理者
2階	副店長

(2) 消防用設備の自主点検

別表2「消防用設備自主点検チェック表」に基づき、各担当区域の担当者がそれぞれの担当区域においてする。実施時期は、____月と____月の年2回とする。点検後は別表2に結果を記入し、防火管理者に報告する。

区域	担当者氏名又は係名
1階	防火管理者
2階	副店長

(消防用設備の法定点検)

第6条 消防用設備の法定点検は次のとおり実施する。

消防用設備の種類		点検の受託業者氏名・名称等
消火器		(○○防災株式会社) TEL : <u>1234-56-5656</u>
自動火災報知設備		
誘導灯		

2 点検期間は、4月と10月の年2回とし、1年に1回消防機関に報告する。

(遵守事項)

第7条 全従業員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 廊下、階段、避難口等には避難上支障となる物品を置かない。
- (2) 喫煙管理や火気設備器具の取扱い等に十分注意する。
- (3) 消防用設備の周囲に物品を置き、又は装飾する等、その機能を阻害しない。
- (4) 放火を防止するため、死角となる廊下、階段、トイレ等に可燃物を置かないようにし、建物内外の整理整頓を行い、施錠管理を徹底する。
- (5) 自主点検の担当者は、誠実に点検を実施し、防火管理者に報告する。
- (6) 従業員は消防訓練を行い、火災や地震その他の災害発生時にはこの計画に定める任務分担を目安に適切に行動する。
- (7) その他 ()

(自衛消防の組織等)

第8条 自衛消防隊は、火災発生時における初期消火、通報連絡、避難誘導その他被害の軽減のための業務を行う。

2 自衛消防隊の任務分担、任務内容及び活動要領は、別表3のとおりとする。

3 活動要領については、分かりやすいようにマニュアルフローチャート等を作成し、従業員に周知するものとする。

(防災教育)

第9条 防火管理者は、次により防災教育を実施するものとする。

対象者	実施時期	内容
全従業員	<u>4</u> 月と <u>10</u> 月	消防計画の周知徹底
新入社員	採用時	火災予防上の遵守事項 自衛消防隊員としての任務内容 消防用設備の知識 その他火災予防上必要な事項

(訓練)

第10条 防火管理者は、次により訓練を実施するものとする。訓練は、合計年2回実施する。

訓練種別	実施時期	訓練内容
総合訓練	<u>4</u> 月	実際の火災を想定して、消火、通報連絡、避難誘導の活動を連携して行い、自衛消防隊の行動を確認する。
部分訓練	<u>10</u> 月	消火訓練(消火設備の取扱い方法)、通報連絡訓練(119番通報要領、火災発見時の連絡体制)、避難訓練(避難誘導要領、避難器具使用方法)を実施する。

(避難経路)

第11条 屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図は次のとおりとする。

(書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙で作成して添付してください)

(例) 建物の平面図に矢印を書き込み、避難経路を示す

2 避難経路が複雑な場所には、避難経路図等を掲出する。

別表1

自主点検チェック表（日常）

_____年_____月分

実施者_____

担当区域_____

（点検項目）

- ア 吸い殻の処理、火気設備器具の取扱いその他の火気管理が適切か。火気設備器具が異常でないか。
- イ 不要な電源が遮断されているか。
- ウ 倉庫等の施錠状態は適切か。
- エ 電気器具の配線劣化・故障等がないか。
- オ 避難口、通路、階段等の避難障害はないか。避難口の扉は内部から容易に開けられるか。
- カ 防火戸、防火シャッターの破損、閉鎖障害はないか。
- キ 屋内消火栓等の使用に支障がある物品の存置、装飾等はないか。
- ク 柱、壁、階段等にひび割れ、腐食等はないか。
- ケ 少量危険物貯蔵取扱所に標識類が適切に掲げられているか。危険物の漏れ、あふれ等はないか。
- コ 指定可燃物貯蔵取扱所に標識類が適切に掲げられているか。周囲に火気はないか。
- サ その他防火管理上必要な事項（ _____ ）

日	結果	日	結果
1		16	
2		17	
3		18	
4		19	
5		20	
6		21	
7		22	
8		23	
9		24	
10		25	
11		26	
12		27	
13		28	
14		29	
15		30	
		31	
			防火管理者 確 認

別表2

消防用設備自主点検チェック表

_____年_____月分

実施者_____

担当区域_____

実施設備	点検項目	点検結果
消 火 器	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備	(1) 使用上の障害となる物品がないか。	
	(2) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷がないか。	
	(3) 表示灯が点灯しているか。	
スプリンクラー設備	(1) 散水の障害がないか。(例 物品の積み上げ等)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形がないか。	
自動火災報知設備	(1) 表示灯が点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落がないか。	
非 常 ベ ル	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となるものがないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、脱落等がないか。	
放 送 設 備	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
誘 導 灯	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消 防 用 水	(1) 周囲に使用上の障害となるものがないか。	
	(2) 道路から採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽の水量が著しく減少していないか。	
連 結 送 水 管	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。	
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	
	(5) 表示灯が点灯しているか。	
備 考		
		防火管理者 確 認

別表3

例①（主に小規模施設に該当する場合の例）

※この吹き出しは削除してください。

自衛消防隊の任務分担及び任務内容

自衛消防隊長の 氏名又は係名	班	担当者氏名又は係名
自衛消防隊長 (防火管理者)	通報連絡班	(副店長)
	避難誘導班	(販売係・レジ係)
	初期消火班	(○○係)

任務内容及び活動要領は次のとおりとする。

担当	任務内容	活動要領
自衛消防隊長	各隊員に対する指揮命令を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備の鳴動等があった場合は現場に急行して現場の状況を確認するとともに、各班に活動の指揮命令を行う。 ・地震の場合は情報を収集して判断し、避難について決定する。
通報連絡班	消防機関及び建物内外の者へ通報・連絡をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備の鳴動等があった場合は現場に急行し、火災の場合は119番通報をする。 ・火災通報装置がある場合は積極的に利用する。 ・必要に応じて拡声器や放送設備等を利用しながら在館者及び従業員へ状況及び自衛消防隊長の指示内容を周知・連絡する。 ・施設内の状況を確認して自衛消防隊長に報告する。 ・関係者へ電話連絡する。 ・地震の場合はテレビ等により情報の収集を行い、必要な情報は施設内の在館者に知らせる。負傷者や要救助者がいる場合は、119番通報する。
避難誘導班	在館者を安全に避難誘導する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備の鳴動等があった場合は現場に急行し、現場を確認する。 ・避難経路図に基づいて、安全な経路で避難誘導する。煙や炎から遠い経路を選択する。 ・必要に応じて拡声器、放送設備、避難器具を使用する。 ・避難方向が分かりにくいときは、曲がり角に誘導員が立って誘導する。 ・逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。 ・地震時は、原則として自衛消防隊長から避難命令があるまでは焦って避難させず、照明器具の落下等に注意しながら安全な場所で待機させる。
初期消火班	初期消火をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備の鳴動等があった場合は現場に急行し、近くの消火器、屋内消火栓等で消火する。 ・消火活動後は、出火室のドアを閉める。

※各班は、状況に応じて他の班を応援する。

※互いに連絡を取りながら活動し、情報共有する。